協議項目	財産、債務の取扱い	協議細目	

先進事例

篠山市
4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。
畑財産区有財産は、畑財産区有財産として新町に引き継ぐものとする。

さぬき市
5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

南アルプス市
財産、公の施設の取扱いについては、現状のまま新市に引き継ぐ。

東かがわ市
3町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

あさぎり町
財産及び債務の取扱いについて（山林の取扱いを除く）
(1) 公有財産(山林を除く)については、現行のまま新町に引き継ぐ。
(2) 物品については、現行のまま新町に引き継ぐ。
(3) 共通の基金額については、合併後の推定標準財政規模の最低２０％を確保する。
また、その他の基金額(奨学基金、救護施設基金、土地開発基金等)については、合併時の現有額を持ち寄る。
(4) 債務については、現行のまま新町に引き継ぐ。